感染症発生時における職員の派遣に関する協定書

（趣旨）

第１条　霧島市（以下「甲」という。）と霧島市地域密着型サービス事業者連合会（以下「乙という。）は、市内会員施設等において感染症が発生した場合に、当該施設等に職員を応援派遣するため、次のとおり必要事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(１)　感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する指定感染症（新型コロナウイルス感染症）等をいう。

(２)　市内会員施設等　次に掲げる霧島市内に開設されたものをいう。

　　　ア　介護保険法で規定する認知症対応型共同生活介護

　　　イ　介護保険法で規定する小規模多機能型居宅介護

　　ウ　市が職員の派遣が必要と認める介護保険施設等

(３)　協力施設

感染症発生施設に職員の派遣が可能な施設をいう。

（協力施設）

第３条 　甲は，市内施設で感染症が発生した場合に備えて，感染症発生施設に職員を派遣するため，市内施設に対して協力可能性調査を実施し，職員の派遣が可能な施設を記載した一覧（以下，「派遣協力施設一覧」という。）を乙と共有する。

　（感染症発生施設からの派遣依頼）

第４条　市内会員施設等で、感染症の発生により、同一施設又は同一法人で可能な限りの対応を行ったにもかかわらず、なお職員が不足すると認められる場合、感染症発生施設の開設者は甲に対して職員派遣依頼書（別紙様式１）に必要な書類を添えて、甲に職員の派遣を依頼することができる。

２　甲は、派遣の依頼を受けたときは、職員派遣調整依頼書（別紙様式２）により、乙に対して職員派遣の調整を依頼するものとする。

（派遣施設の選定）

第５条　乙は、前条の規定による依頼を受けたときは、感染症発生施設が立地する地域等を考慮し、派遣協力施設一覧に記載された施設の開設者と感染症発生施設に派遣する職員の調整を行うものとする。

　（調整完了の通知）

第６条　乙は、派遣施設及び派遣者の調整が完了したときは、派遣調整完了通知書（別紙様式３）により、甲及び協力施設に通知するものとする。

（派遣の決定）

第７条　甲は，前条の規定による通知を受けたときは，職員の派遣を決定し，派遣を承諾した開設者（以下「派遣元」という。）及び感染症発生施設の開設者（以下「派遣先」という。）に対し，職員派遣決定通知書（別記様式４）により，派遣を決定した旨その他必要な事項を通知するものとする。

（傷害補償）

第８条 甲並びに乙は，派遣元に対し，派遣する職員にかかる傷害保険への加入を要請するものとする。なお，傷害保険の加入にかかる費用は派遣元が負担するものとし，その費用は公費負担の対象とする。

（派遣協定の締結）

第９条　派遣元と派遣先は，派遣協定書（別記様式５）の例により派遣協定を締結するものとする。

（職員の派遣）

第10条　派遣元は，前条に規定する派遣協定に従い，感染症発生施設に職員を派遣するものとする。

（健康観察等）

第11条　派遣元は，派遣が終了した職員に対し，派遣先での勤務環境や業務内容等を踏まえ，市と協定を結んでいる施設等において，必要な期間の健康観察を行うほか，ＰＣＲ検査を受けさせることができるものとする。なお，健康観察期間の宿泊費及びＰＣＲ検査に要する費用については，派遣元が負担するものとし，その費用は公費負担の対象とする。

　（衛生物品の負担）

第12条　甲は、鹿児島県と協力し、職員の派遣に際して必要な衛生物品等が不足する場合は、備蓄の範囲内において、速やかに無償で提供するものとする。

（感染症対策の徹底）

第13条　甲及び乙は、市内会員施設に対し感染症対策の徹底を呼びかけるとともに、感染症対策のための研修の実施等に努めるものとする。

（定めのない事項等）

第14条　この協定書に定めのない事項又はこの協定書について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙間で協議するものとする。

（有効期間）

第15条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。但し、この協定の有効期間満了の日から１カ月前までに、甲、乙いずれからも終了の意志表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して１年間、この協定は延長されるものとし、その後も同様とする。

　本書２通を作成し、甲と乙が署名をして、各自１通を保有するものとする。

　　令和２年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　霧島市長　中重　真一

　　　　　　　　　　　　　　　乙　霧島市地域密着型サービス事業者連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　黒岩　尚文